

産山村家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村内の各家庭から排出されるごみの減量化、堆肥としての資源化を図るとともに、美しい生活環境の保全と循環型社会の形成に資するため、村内に居住する者が家庭用生ごみ処理機を購入する際、予算の範囲内において家庭用生ごみ処理機に対して補助（以下「補助金」という。）するものとし、補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 補助金の対象となる家庭用生ごみ処理機（以下「処理機」という。）は、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 微生物の活動により家庭の生ごみを減量化させる電気式の処理機
- (2) 乾燥装置により家庭の生ごみを減量化させる電気式の処理機
- (3) 生ごみを堆肥化させる電気式の処理機

2 処理機は、販売後1年間の性能保証等を有するものでなければならない。

(補助金の交付対象者等)

第3条 この要綱に定める補助金の交付対象者は、産山村の住民基本台帳に記載されている村民

で、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 処理機を適正に維持管理し、5年以上使用すること。
- (2) 処理残さを有効に利用できること。
- (3) 徴税等の滞納が無いこと。
- (4) 過去にこの補助金を受けたことのある世帯に属するものは、直近の交付決定の日から5年以上経過し、補助対象であった処理機が使用不能となった場合に限る。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、処理機1基当たり2万円とする。ただし、購入代金（消費税を含む。）が補助金の額に満たない場合には同額とし、100円未満の端数は切り捨てる。

2 補助金の対象は、1世帯当たり年間1基とする。

(補助金の交付申請書)

第5条 前条の規定による補助金の交付を受けようとする者は、原則として、購入前に家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付申請書（様式第1号）により、村長に提出しなければならない。ただし、購入後1箇月以内の申請を認めるものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 村長は、前条の補助金交付申請書を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助金の交付申請をした者（以下「申請者」という。）に家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(実績報告書)

第7条 補助決定者は、処理機を購入し設置した後、家庭用生ごみ処理機購入費補助金実績報告

書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付し、村長に報告しなければならない。

- (1) 処理機を購入したことを証する売上げ証明書(様式第4号)又は領収書の写し
- (2) 処理機を設置したことを証する写真
- (3) 第2条第2項について証明するもの

(補助金の額の決定)

第8条 村長は、前条の規定による家庭用生ごみ処理機購入費補助金実績報告書を受理した場合は、報告書の書類の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、その検査結果に基づき補助金の額を決定し、家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付確定通知書(様式第5号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 補助対象者は、補助金の請求をしようとするときは、家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付請求書(様式第6号)を村長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 村長は、前条に規定する請求書を受理したときは、その内容を審査の上、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(譲渡等の禁止)

第11条 補助金の交付を受けた者は、当該補助に係る処理機を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(交付決定の取消し)

第12条 村長は、偽りその他の不正行為によって補助金の交付を受けた者がいるときは、その決定の取消し又は交付した補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。